

「税を考える週間」に寄せて

—IT化・国際化時代に対応した 国税庁の取組—



イータ君が山手線で e-Tax を広報

国税庁長官官房広報広聴官付
広報専門官

関谷 幸子

1 「税を考える週間」

国税庁では、今年も11月11日から17日を「税を考える週間」として、全国で広報広聴活動を行います。

「税を考える週間」は、その前身である「納税者の声を聞く月間」から50年以上続けている広報キャンペーンで、昭和49年度には「税を知る週間」と名称を変更して実施してきました。

平成16年度からは、単に税を知ってもらうだけでなく、国民の皆様に「税」に関する情報を提供し、税の意義や役割などについてより主体的に考えていただくとともに、少しでも多くの方に「税務行政」への理解を深めていただくため、「税を考える週間」と名称を変更して広

報広聴活動を実施しています。

国税庁では、今年もホームページに「税を考える週間」の特集ページを開設し、テーマに即した情報提供を行うほか、全国11の国税局と沖縄国税事務所、524の税務署では、地方公共団体や関係民間団体などと協力して、「税を考える週間」の諸活動を行うこととしています。

是非、この機会に、国税局・税務署の広報広聴活動にご注目いただき、税について考えていただくとともに、税務行政についての理解を一層深めていただきたいと思います。

2 今年の「税を考える週間」のテーマについて

今年のテーマは、「IT化・国際化と税」としています。

これまでに国税庁が行ってきたIT化・国際化に関する取組について紹介するとともに、IT化施策の利用を促進し、IT化施策を通じた納税環境の整備について、納税者の皆様から広くご意見を拝聴することとしています。

IT化の取組としては、e-Tax（国税電子申告・納税システム）、確定申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」、お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」を中心とした、国税庁ホームページを通じた納税者サービスを紹介します。

国際化の取組としては、国際的租税回避スキームへの対応の強化のほか、外国との二重課税の解消や未然防止のための外国当局との交渉

（相互協議）、開発途上国に対する技術協力などを紹介します。

また、この機会に、IT化施策の利用を一層促進していくこととしており、特に、3か月後に控える確定申告を見据え、e-Taxの利便性の周知と利用促進を図ります。

なお、IT化施策を通じた納税環境の整備については、納税者から広くご意見を伺い、今後の納税者サービスの向上や国税庁の事務の効率化に活かしてまいります。

テーマに即した情報は、国税庁ホームページの「税を考える週間」特集ページで提供します。
アドレス <http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページの充実

The screenshot shows the NTA homepage with various navigation tabs and content sections. Callouts point to specific features:

- 確定申告書等作成コーナー** (Determination of Tax Return Form Preparation Corner): A callout box pointing to the "確定申告書等の作成" (Preparation of Tax Return Forms) section on the left sidebar.
- e-Taxホームページ** (e-Tax Homepage): A callout box pointing to the "e-Tax" logo and "e-Taxによる申告等のサポート" (Support for tax returns using e-Tax) section at the bottom left.
- 「税を考える週間」特集ページ** (Special Page for "Tax Thinking Week"): A callout box pointing to the "「税を考える週間」特集ページ" (Special Page for "Tax Thinking Week") section at the bottom right.

The homepage itself includes sections for "トピックス" (Topics), "税について調べる" (Learn about taxes), "申告・納税手続" (Filing and payment procedures), and "タックスアンサー" (Tax Answers).

3 実施予定の広報広聴施策について

「税を考える週間」に実施する具体的な活動として、まず、国税庁では、ITとマスメディアを活用した広報を中心に各種広報広聴活動を行います。

ITを活用した広報としては、国税庁ホームページに「税を考える週間」の特集コーナーを開設し、テーマに即した情報やe-Taxに関する情報を提供するほか、ホームページに掲載しているインターネット番組「Web - TAX - TV〜ジャンルで選べる税金ガイド〜」の中で、e-Taxをテーマとした番組を配信します。

また、マスメディアを活用した広報としては、新聞広告やインターネットのバナー広告などにより「税を考える週間」をPRします。

次に、国税局・税務署では、地方新聞やタウン誌などによる広報のほか、局署の幹部による講演会、説明会や座談会を積極的に実施して、テーマに即した情報の提供を行います。

また、講演会などを実施し、e-Taxの利便性の周知と利用促進を行うとともに、税務行政に対するご意見・ご要望を積極的に拝聴します。

4 IT化に関する取組

国税庁では、納税者の皆様の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るとともに、信頼性、透明性の向上を図るため、ITを活用した業務改革に取り組み、納税環境の整備を行っています。

こうしたITを活用した取組の中でも、ここでは特に、e-Taxの利便性の向上に向けた取組

と確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」をはじめとした国税庁ホームページについて詳しく紹介します。

(1) e-Taxの広報とその利便性の向上に向けた取組

国税庁では、インターネットを利用してオンラインで申告・納税が行える「e-Tax」を、今後の税務手続の中心を担うシステムと位置づけ、その利便性の向上と普及の推進を図っています。

19年分の確定申告期に、各国税局で実施したe-Taxの周知及び利用促進のための広報をいくつか紹介しますと、関東信越国税局では、日本三名園のひとつに数えられる偕楽園で有名な水戸市の「水戸の梅大使」が、水戸税務署の申告会場でe-TaxのPRを行いました(写真①)。



①春を呼ぶ「水戸の梅大使」のPRは大変好評でした。

また、金沢国税局では、税務署から30km以上離れた国の重要文化財である五箇山合掌造りの家から、住民の方がe-Taxによる確定申告を行ったほか、大阪国税局では、酒どころ灘の杜氏の皆さんが、酒造りの忙しい時期に地元に戻ることなく酒蔵からe-Taxによる確定申告を行い、自宅や職場から申告ができるe-Taxの利便性をPRしました(写真②)。

そのほか、東京国税局では、JR山手線と都



②忙しい杜氏さんは酒蔵から e-Tax で申告！



③イータ君が都心をかけぬけて e-Tax を広報

営の路線バスの車体に e-Tax のラッピング広告（車体広告）を実施して e-Tax を PR しました（写真③）。

このように、これまでいろいろな機会を捉えて e-Tax の周知を推し進めた結果、確定申告を行った方の 90% 以上の方が e-Tax そのものについてはご存知いただいている状況です。

そこで、今後さらなる利用を促進するために

は、平成 20 年 1 月から実施している「e-Tax の 4 つの利便性」を紹介し、e-Tax を知ってもらうだけでなく、e-Tax を利用して確定申告等の手続を行ってもらうことにつながればと考えています。

平成 20 年分の確定申告では、より多くの納税者の皆様に下図の「e-Tax の 4 つの利便性」を知っていただき、e-Tax で電子申告を行って

e-Tax の 4 つの利便性 (所得税の確定申告)

① 国税庁ホームページから電子申告

- ・ 自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax に送信することができます。

② 最高 5,000 円の税額控除

- ・ 平成 20 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高 5,000 円の控除を受けることができます。（平成 19 年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）

③ 添付書類を提出省略

- ・ 所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から 3 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります）

④ 還付金がスピーディー

- ・ e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。（3 週間程度に短縮）

いただきたいと思います。

(2) 国税庁ホームページの機能

国税庁ホームページは、

- ① 情報提供
- ② 納税者サービスの窓口
- ③ 広聴窓口

という3つの機能を持っています。

情報提供には、国税庁の業務内容、統計情報、記者発表資料、法令解釈通達、質疑応答事例、事前照会に関する文書回答事例などが閲覧できるほか、税に関する情報をジャンル別に動画で解説した「インターネットテレビ」(Web-TAX-TV～ジャンルで選べる税金ガイド～)、路線価、タックスアンサー、公売情報、税の学習コーナーなどがあり、併せて、申告書などの様式がダウンロードできる機能があります。

また、納税者サービスの窓口として、「確定

申告書等作成コーナー」では、パソコンの画面上に示された手順に従って入力すれば、所得金額や税額などが自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。プリンターを使って申告書などを印刷すると、そのまま郵送などにより提出することができますし、e-Tax用の申告データも作成できますので、作成したデータをこのコーナーからe-Taxを利用して電子申告を行うこともできます(贈与税を除きます。)

そのほか、広聴窓口として、国民の皆様からのご意見・ご要望を寄せていただく「ご意見・ご要望」のコーナーを設けています。

このように、国税庁ホームページは、①情報提供、②納税者サービスの窓口、③広聴窓口といった機能を持っており、いわば税務署のいろいろな役割をweb上で果たすための窓口とも

確定申告書等作成コーナー（作成画面）

必要な項目を入力 ⇒ 自動計算により申告書を作成

言えます。国税庁ホームページには、年間1億件以上のアクセスがあることから、「最も小さく、しかし最も来訪者数が多い525番目の税務署がここにある」と言っても過言ではありません。

さらに、どなたにも容易に利用していただけるよう、検索機能や案内機能の向上を図るとともに、文字の拡大・音声読み上げ機能など、視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

(3) その他の国税庁のITを活用した納税環境の整備について

国税庁では、e-Taxや国税庁ホームページのほかにも、IT化による納税環境の整備を積極的に行っています。

例えば、滞納圧縮の取組の中では、「集中電話催告センター」において、コンピュータシス

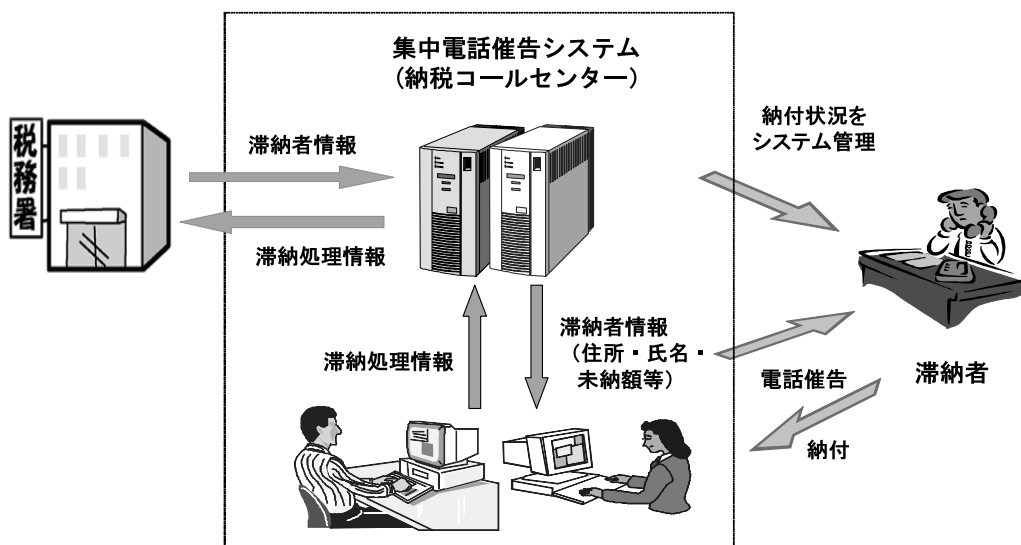
テムを活用して滞納者に自動的に電話をかけ、職員が端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら納付の催告を行い、効率的な整理促進を行っているほか、差し押さえた財産を「インターネット公売」で売却しています。

また、これまで税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応していた税に関する相談について、18年11月以降、国税局ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受ける取組を進めてきましたが、平成20年11月4日から全国524の税務署でこのサービスが開始されます。

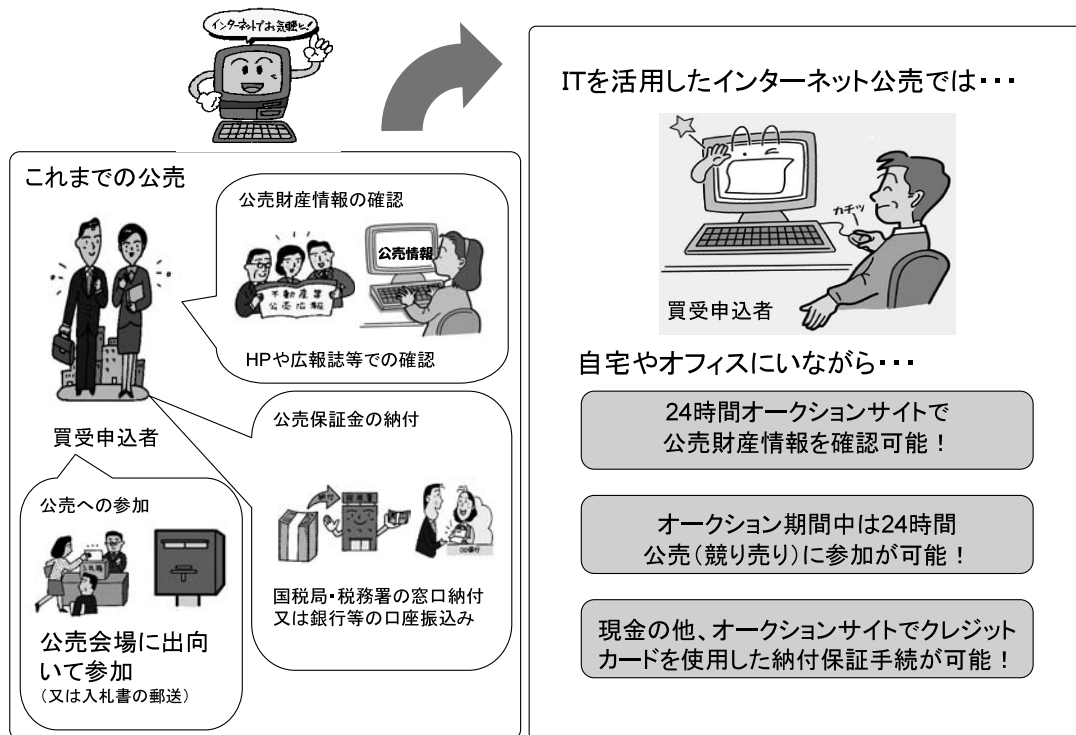
そのほか、税金の納付については、平成21年9月から「ダイレクト方式」による電子納税を導入することを予定しています。これは、納税者の方が事前に税務署及び金融機関に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をする際に、ダイレクト方式による納付を選択するだけで、システムを介して指定した預

集中電話催告システム

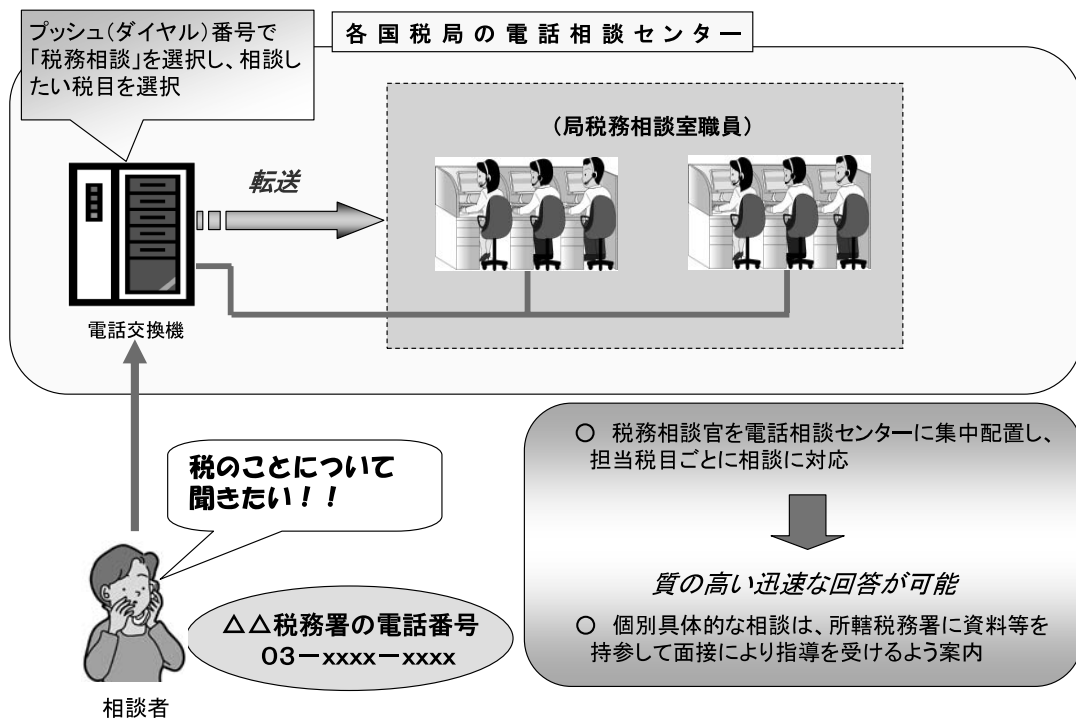
○ 集中電話催告システムの概要



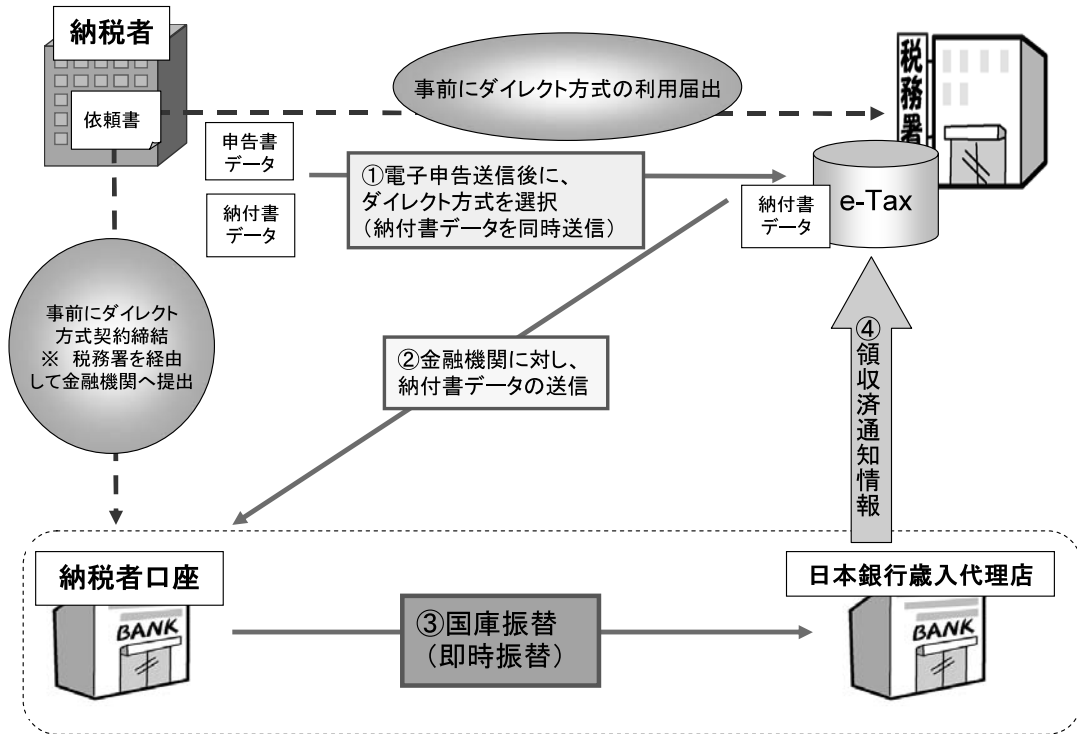
インターネット公売



税務相談事務の集中化



ダイレクト方式による電子納税



貯金口座から即時に納税が完了するという新たな納税方式です。

上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、納税者に不公平が生じることのないよう厳正に対処することとしています。

5 国際化に関する取組

国税庁の国際化に関する取組については、ここでは特に、国際的租税回避スキームへの対応と開発途上国への技術支援について紹介します。

(1) 国際的租税回避スキームへの対応

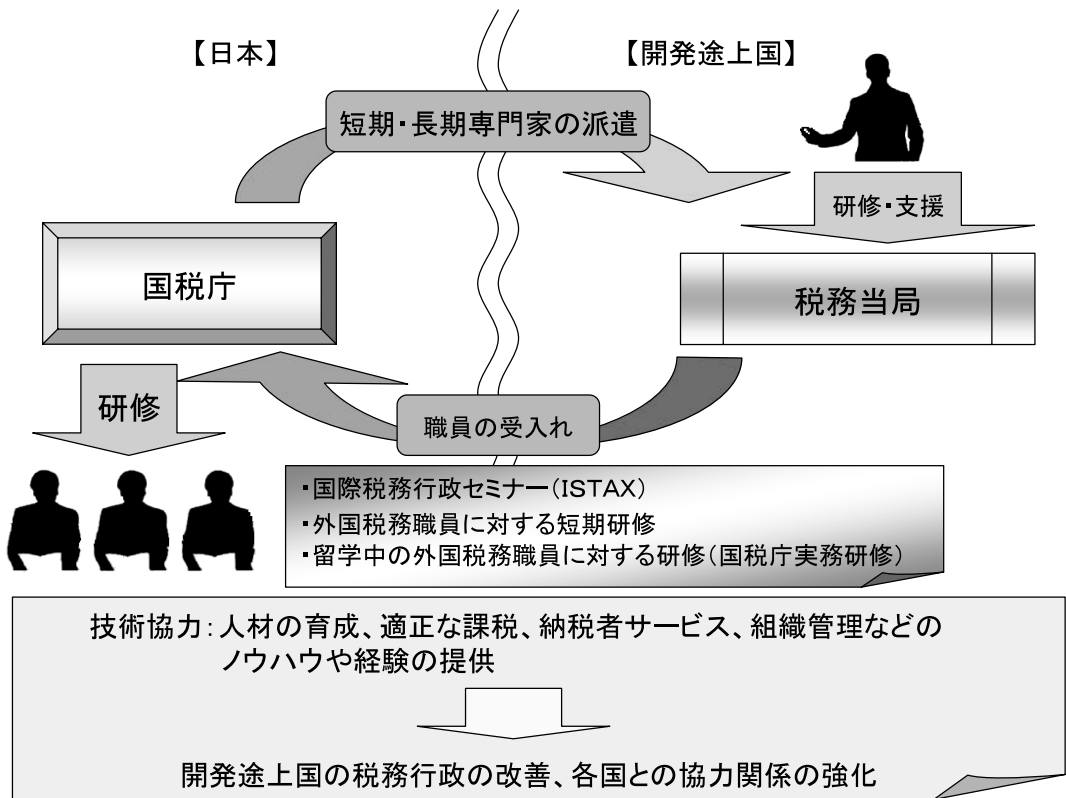
各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避スキームに対しては、「国際化対応プロジェクトチーム」を設置するなど、あらゆる機会を通じてその取引の把握と実態解明に取り組み、課税

(2) 開発途上国に対する技術協力

国税庁は、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでおり、国内外において、開発途上国の職員を対象として、日本の税制、税務行政等に関する研修を行い、開発途上国の税務行政の改善、各国との協力関係の強化に努めています。

例えば、国内においては、日本の大学院に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修（国税庁実務研修）を実施しているほか、国際協力機構（JICA）と協力して、国際税務行政セミナー（ISTAX）等の研修も実施して

国際化への対応
～ 開発途上国に対する技術協力（税務行政支援）～



います。(写真「ISTAX 研修生」)

また、国外においては、国税庁職員を JICA



日本の税務行政を勉強しています。

の専門家として派遣し、各国の要請に応じた内容のセミナーを現地で実施するという取組も行っています。

そのほかの国際化に関する取組など、テーマに即した情報は、国税庁ホームページの「税を考える週間」特集ページに詳しく掲載していますので、是非、この機会に一度アクセスしてください。

税を考える週間

検索